

関島社会保険労務士事務所便り 2025年 9・10月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP：http://www.srseki.info



最低賃金 東京 1226円

◆前年より63円 6%引上げに
 最低賃金の目安が、全国平均1,118円。過去最大となる前年から63円、6%引上げになりました。東京は1,226円、埼玉は1,141円。すべての都道府県で最低賃金が1,000円を超えます。

国は、「2020年代に最低賃金を1,500円にするに目標を掲げ、達成には7%超の引上げが必要でした。

しかし、実際の経済データを重視して6%になったようです。

日本の平均年収は世界的にはかなり低くOECD（経済協力開発機構）加盟38か国中、日本は25位とされています。急激な物価高もあり、最低賃金の引上げが必須となっていました。

2025年度 地域別最低賃金

	改定額 (円)	引上額 (円)	発行日
東京	1,226	63	10月3日
神奈川	1,225	63	10月4日
埼玉	1,141	63	11月1日
千葉	1,140	64	10月3日

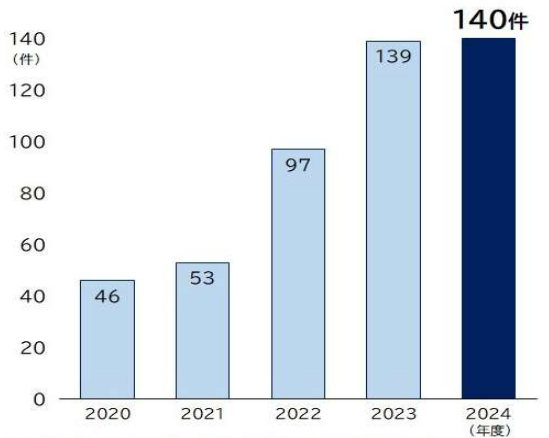
◆求められる中小零細企業への国の支援
 一方、企業にとっては人件費の大幅上昇にほかならず、中小零細企業には厳しく、倒産に追い込まれる危険があります。

2024年度には税金や社会保険料が払えない倒産が過去最多となっています。

現在、賃金引上げとともに生産性を向上させた事業所に助成金の支給が行われていますが、中小零細企業への国の直接的支援が強く求められているといえます。

負債1000万円以上の倒産件数

2024年度は2月まで 帝国データバンク調べ



[注] 負債1000万円以上の法的整理が対象。集計開始は2020年度
 2024年度は2024年4月-2025年2月までの累計

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合は マイナ保険証の有効期限切れの人にも交付

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいます（6月の受付件数は12,263件）。

そのため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対しても、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は 会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされています。会社に届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>



健康保険 19歳以上23歳未満 扶養要件の見直し

従来の130万円未満を150万円未満として扱う

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱いについて、通達がだされています。

◆扶養認定対象者 19歳以上23歳未満

扶養認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとすることとされています。なお、施行日は令和7年10月1日です。

※昭和52年通知の内容

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
 - (1) 認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合
 - (2) (1)の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130

万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

48年前から被扶養者の収入限度額が130万円であることに驚きますが、大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。



●不正受給 1,044 億円 雇調金コロナ特例

厚生労働省は8月27日、コロナ特例の雇用調整助成金について不正受給額が約1,044億6,000万円（2025年6月末時点。緊急雇用安定助成金を含む）、支給決定取消件数は4,820件となったとの集計結果を発表した。コロナ禍における雇調金支給決定額は、約6兆円だった。延滞金を含めた約804億6,000万円が回収済みとなっている。

●氷河期世代支援のための交付金創設

内閣府は、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（仮称）」を26年度に創設し、地方自治体に交付する。来年度予算の概算要求として10億円程度を盛り込む。各自治体は交付金を活用し、正社員化の促進、個別相談、就職希望者と企業のマッチングなどの取組みに充てる。（8/27）

●トラック運転手の負担軽減義務化

政府は8月5日、トラック運転手の長時間労働抑制に向けた計画作成を2026年4月から義務化すると決めた。配送拠点で順番を待つ「荷待ち」や、荷物を積み降ろす「荷役」の時間を短縮し、負担軽減につなげる。

扱う荷物の総重量が年間9万トン以上の荷主、保有トラック台数150台以上の運送業者、保管量70万トン以上の倉庫業者など、全国計3,000社超が対象。計画には予約システム導入など具体策を盛り込み、実施状況を国に定期報告することも義務となる。違反は是正勧告、命令の対象となるほか、最大100万円の罰金が科される。（8/6）

●労災申請オンライン化

厚生労働省は、労災申請の手続きをオンラインで完結できるようにする。現在もe-Govで電子申請が可能となっているが、診断書を紙でしか送れないケースがあるなど、利用が広がっていない。2026年度までにシステムを構築し、早ければ27年度にも一部の機能をスタートする。（8/6）

●男性育休取得 初の4割超え

厚生労働省が7月30日に発表した調査結果によると、2024年度の男性の育児休業取得率は40.5%（前年度比10.4ポイント増）となり、過去最高を更新した。事業所規模別では、従業員100人以上の事業所では取得率が50%を超え大きく伸びたが、99人以下の小規模の事業所では40%を下回り、伸び悩んだ。産後パパ育休の取得状況も初めて公表され、取得率は24.5%だった。

●遺族補償年金 男女差解消へ

厚生労働省は7月29日、労災保険制度の在り方に関する研究会の中間報告書を公表した。遺族補償年金の夫と妻で異なる支給要件の差を解消する意見などがあつた。今後、労働政策審議会での議論を経て、早ければ2026年の労災保険法改正を目指す。

